

新見市週休２日工事実施要領

(趣旨)

第１条 この告示は、建設現場における労働環境改善のため、新見市が発注する建設工事において、週休２日工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 週休２日 「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」及び「完全週休２日（土日）」をいう。
- (２) 週休２日工事 週休２日を実施する工事をいう。
- (３) 対象期間 現場着手日（準備工事等を除く。）から現場完成日までをいう。
- (４) 完全閉所 現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
- (５) 通期の週休２日 対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。
- (６) 月単位の週休２日 対象期間における全ての月において、現場閉所率が４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。ただし、歴上の土日の閉所では２８．５％に満たない月の場合であって、当該月の土・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているときは、２８．５％以上を達成しているものとみなす。
- (７) 完全週休２日（土日） 対象期間の全ての週において、現場閉所日を土・日曜日に指定し、１週間に２日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週において土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所するものとする。

(対象工事)

第３条 週休２日工事は、新見市が発注する原則全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (１) 災害時における応急工事等の緊急を要する工事
- (２) 営繕工事
- (３) 森林土木工事
- (４) その他、発注者が週休２日として相応しくないと判断した工事

２ 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書及び設計書の表紙に週休２日工事の対象工事である旨を明記する。

３ 発注者は、週休２日対象外の工事については、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

2 週休2日工事の実施にあたっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日の達成をした場合は、工事成績評定で評価する。

(履行証明書)

第6条 発注者は、受注者が対象期間において月単位の週休2日又は完全週休2日(土日)を達成したことを確認した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第7条 この告示に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

附 則(令和7年5月20日告示第113号)

この告示は、公布の日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

附 則(令和7年9月22日告示第161号)

この告示は、公布の日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

附 則(令和8年9月29日告示第166号)

この告示は、公布の日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。